

調査の概要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年以来5年ごとに実施してきており、平成15年住宅・土地統計調査はその12回目に当たる。

2 調査の時期

調査は平成15年10月1日で実施した。

3 調査の地域

全国の平成12年国勢調査調査区の中から全国平均約4分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成15年2月1日現在により設定した単位区のうち、約21万単位区について調査した。

本県では、3,049単位区において調査した。

4 調査の対象

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯について調査した。

5 調査事項

平成15年住宅・土地統計調査では、調査票甲及び乙により、次に掲げる事項を調査した。
〔調査票甲及び乙における共通の調査事項〕

(1) 住宅等に関する事項

- ア 居住室の数及び広さ
- イ 所有関係に関する事項
- ウ 敷地面積
- エ 敷地の所有関係に関する事項

(2) 住宅に関する事項

- ア 構造
- イ 階数
- ウ 建て方
- エ 種類
- オ 建築時期
- カ 床面積
- キ 建築面積
- ク 家賃又は間代に関する事項
- ケ 設備に関する事項
- コ 駐車スペースに関する事項
- サ 増改築に関する事項
- シ 世帯の存しない住宅の種別

(3) 世帯に関する事項

- ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- イ 種類
- ウ 構成
- エ 年間収入

(4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ア 従業上の地位
- イ 通勤時間

- ウ 現住居に入居した時期
 - エ 前住居に関する事項
 - オ 別世帯の子に関する事項
- (5) 住環境に関する事項

〔調査票乙における調査事項〕

- (6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
- ア 所有関係に関する事項
 - イ 所在地
 - ウ 面積に関する事項
 - エ 利用に関する事項

6 調査の方法

調査は、都道府県知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配布し、後日
収集する方法により行った。